



## 製造たばこ小売販売業許可の公表予定日について

(令和6年4月から令和7年3月)

たばこの許可処分について、下記のとおり定めましたのでお知らせします。  
許可申請を行う際の目安としてください。

決定予定日	ホームページ掲載予定日
令和6年4月25日	令和6年4月26日
令和6年5月30日	令和6年5月31日
令和6年6月27日	令和6年6月28日
令和6年7月29日	令和6年7月30日
令和6年8月29日	令和6年8月30日
令和6年9月26日	令和6年9月27日
令和6年10月28日	令和6年10月29日
令和6年11月28日	令和6年11月29日
令和6年12月25日	令和6年12月26日
令和7年1月29日	令和7年1月30日
令和7年2月27日	令和7年2月28日
令和7年3月27日	令和7年3月28日

・たばこ許可にかかる事務については、原則として小売販売業許可申請を受理した日の属する月の末日から2月以内となっていますが、申請書類の補正や各種調査の必要がある場合には審査日数を要するため処分決定が遅れる場合があります。

・許可を受けた方は、許可決定日の翌日から1月以内にたばこの小売販売を開始する必要があります。

・小売販売業許可者はホームページに掲載すると共に、別途文書で通知します。

・小売販売業不許可者については、文書で通知します。

・予定日は追加、変更することがあります。